

第5章 施策の展開

廃棄物処理に関する課題を解決し、この計画を着実に推進していくため、廃棄物の処理やリサイクルに関する関連法令^{*}に従って、官民協働により、一般廃棄物及び産業廃棄物に係る様々な施策を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。

※本計画の根拠となる廃棄物・リサイクル関係法令

○環境基本法（平成5年11月施行）

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた法律

○循環型社会形成推進基本法（平成13年1月施行）

循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、市町村、政府の役割が規定された法律
処理の優先順位を①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と定めている。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法 昭和45年9月施行）

廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などを定めた法律

○資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法 平成13年4月施行）

循環型社会を形成していくために必要な3Rの取組みを総合的に推進するための法律
特に事業者による3Rの取組みが必要となる業種や製品の指定、事業者が自主的に取り組むべき内容を規定している。

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法 平成12年4月施行）

家庭から排出される容器包装廃棄物を資源として有効利用することによりごみの減量化を図るため、消費者、市町村、事業者それぞれに役割を担うことを定めた法律

○特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法 平成13年4月施行）

一般家庭や事業所から排出された家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）から有用な部品や材料をリサイクルし、最終処分量の削減と資源の有効利用を促進するための法律

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法 平成13年5月施行）

食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じたくずなどの食品廃棄物の発生抑制と再生利用を目的とし、食品関連事業者などの取り組むべき事項を定めた法律

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法 平成14年5月施行）

建設解体業者による分別解体及びリサイクル、工事の発注者や元請企業などの手続を定めた法律

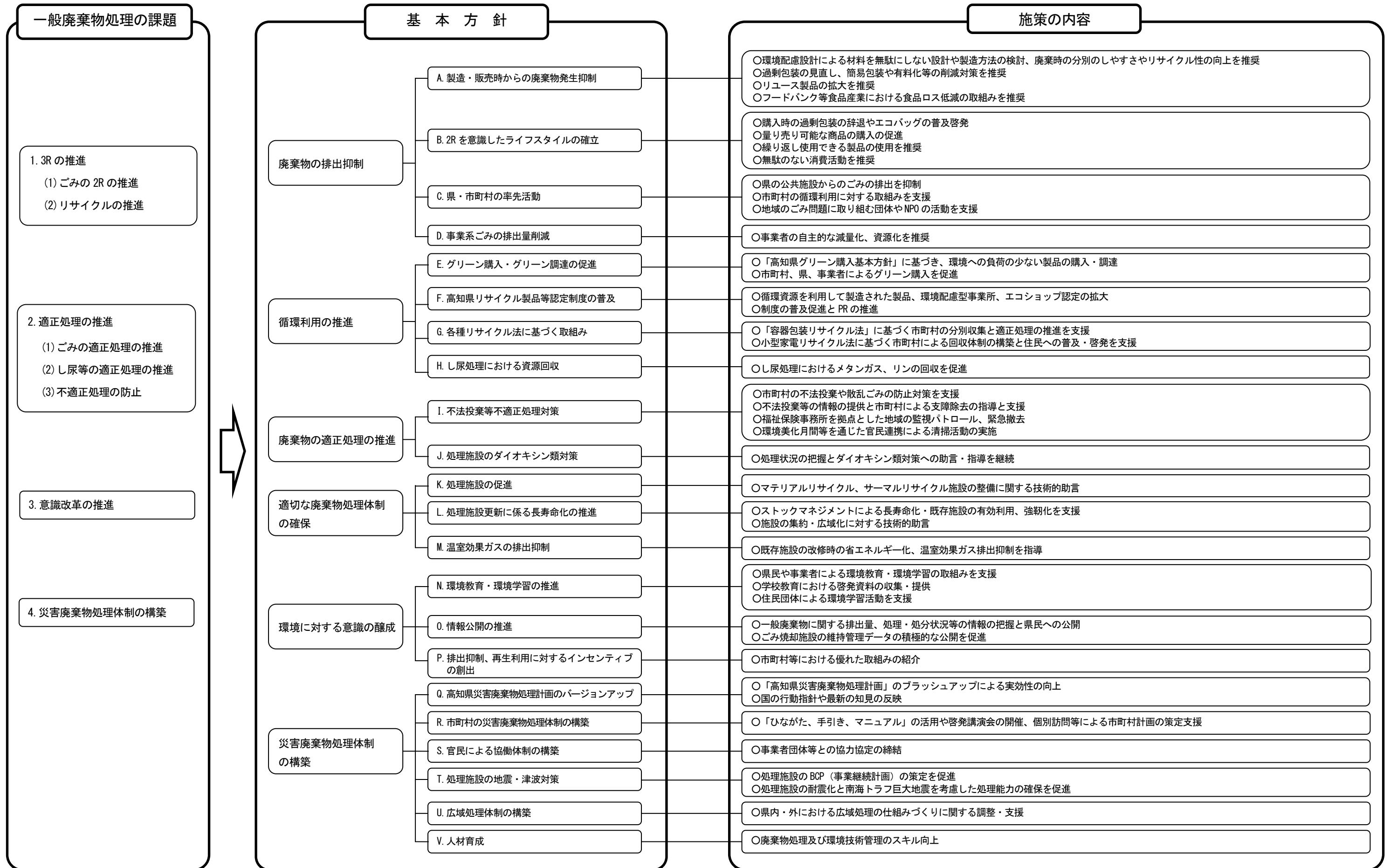
○使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法 平成17年1月施行）

所有者、引取業者、解体事業者等がそれぞれ責任をもち、自動車の解体時に発生するシュレッダーダスト、フロン類、エアバッグ類の処理に適切に対応することを定めた法律

○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法 平成25年4月施行）

デジタルカメラ、携帯電話、パーソナルコンピュータやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定や再資源化事業に関する規定を定めた法律

一般廃棄物処理における施策の基本方針と内容



産業廃棄物処理における施策の基本方針と内容



第6章 計画を円滑に推進するための役割

循環型社会を構築するため、県民、排出事業者、処理事業者、市町村及び県がそれぞれ次の役割に応じて行動することが求められます。

表 6-1-1 関係者と県の役割

主 体	求められる役割
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の発生の少ない商品や繰り返し使用できる商品の選択に努める。 ○長期間利用、食べきり・使い切り等による一般廃棄物の排出抑制に努める。 ○分別・リサイクルを行い、市町村等による循環的利用の取組みに協力する。
排出事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○原材料の選択や製造・輸送工程の工夫等、不要品の有効利用により、廃棄物の排出抑制に努める。 ○再生利用による減量、廃棄物処理事業者への処理委託等により、廃棄物の循環的利用に努める。 ○法令を遵守するとともに廃棄物の適正な処理の確保に努める。
処理事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○法令を遵守するとともに生活環境の保全に配慮し、安全で適正な処理施設の設置・運営に努める。 ○施設や処理情報等の公開により、住民への信頼の確保に努める。 ○講習等を通じて知識や処理技術の向上に努める。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発や情報提供、環境教育等により住民の自主的な取組の促進に努める。 ○分別収集の推進及び再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努める。 ○一般廃棄物の適正な処理の確保に努める。 ○小売業者に引取義務のない廃家電や使用済小型家電等の回収体制の構築や住民への普及啓発・周知徹底を行うよう努める。 ○適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理に努める。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村への技術的助言や関係機関との調整に努める。 ○市町村等職員の人材育成に努める。 ○事業者への指導監督に努める。 ○民間による処理体制確保を基本としつつ、必要な処理能力の確保に努める。 ○県内における災害廃棄物の処理体制の構築に努める。